

故として処理されていたケースについて、4年後に通勤災害としての請求がなされたが、請求人の主張する自転車での裏道利用による通勤経路は、特段の合理的理由もないのに相当程度以上の遠回りになる道であり、合理的経路とはみとめられないとされた事例（平成9年労181号、平成11・2・23）。

（5）逸脱・中断の取り扱い

逸脱とは、通勤の途上において通勤と無関係な目的で合理的な経路をそれることをいい、中断とは、通勤の経路上で通勤と関係のない行為を行うこという。逸脱・中断があった場合「日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のもの」（以下では、「日常生活上必要な行為で……最小限度のもの」と略称する。）に該当しないかぎり、その逸脱・中断中だけでなく、そのあとの行程ももはや通勤とは認められることになっている。現在、労災保険法施行規則8条が「日常生活上必要な行為で……最小限度のもの」としてあげているのは、①日用品の購入その他これに準ずる行為、②職業訓練、教育訓練等を受ける行為、③選挙権の行使その他これに準ずる行為、④病院または診療所において診察または治療を受けることその他これに準ずる行為であるが、①の例として日常あげられるのは、帰途での惣菜等の購入、クリニック店、理髪店への立寄りなどである。

ただし、労働者が通勤途上で行う「ささいな行為」（経路近くの公衆便所の利用、経路上でのタバコ・新聞等の購入、経路近くの公園での短時間の休憩など）については、逸脱・中断とは取扱われないことになっている（前掲・基発644号）。

行政解釈で逸脱・中断の具体的な事例をみると、帰宅途上で通常の経路とは反対方向にある場所で20分ほど食事をとり再び通常の通勤経路に復したあとの災害（昭和49・8・28基収2105号）、退勤の途中、会社の事務所と隣り合った喫茶店で親しい同僚と40～50分コーヒーを飲みながら雑談したあと車で自宅前まで来たときに生じた災害（昭和49・11・15基収1867号）は、いずれも通勤災害とはされなかった。

裁決例のかなりの数のものが、合理的な経路の逸脱・中断に関するものであるが、以下では、一応、1) 経路の逸脱・中断中に関連するものおよび逸脱・中断により通勤とは認められなくなったものと、2) 経路の逸脱・中断後、本来の経路に戻った後の事故に関連するものに区分をして裁決例を取り上げてみたい。

1) 経路の逸脱・中断中および逸脱・中断により通勤とは認められなくなった事例

・帰宅途中に酒店で飲酒した後、自宅付近で側溝に転落して溺死した雑職工（昭和50年労312号、昭和53・1・31）。W食品店を出て同店前の前の道路を直進し、大型農道へ左折し被災場所に至った行為については通勤経路を合理的な理由なく逸脱したものであり、本件は逸脱中の災害として通勤災害には当たらない。

・退勤後労働学校への通学途中でこうむった電池工の事故（昭和51年労118号、昭

和53・4・28)。労働学校への通学のための通常の経路とは異なる経路であった等として通勤災害には当たらない。

・退勤後自家用車で自宅と反対方向にある病院を受診した後、通常の経路に復する前の交通事故について、上記病院の受診を「日常生活上必要な行為で……最小限度のもの」と認めるとしても、通常の経路に復する前の事故であり、通勤災害には当たらない(昭和52年労31号、昭和53・8・31)。

・退勤時に同僚に車で駅近くまで送ってもらい、道路混雑等のために迂回中に点灯・負傷したと主張する被災者について、合理的な経路である阪神三の宮に向わず、これと反対方向にある事故現場(キャバレーミカドの前)で負傷したものであり、通勤経路の逸脱中の事故して通勤災害には当たらない(昭和53年労20号、昭和54・6・30)。

・業務終了後、通常の所要時間(距離にして13—15キロ、所要時間40分)を超えた時刻に交通事故で死亡した大工の事故につき、「日常生活上必要な行為」の範囲を超えた逸脱・中断の時間があったとして通勤災害が否定された事例(昭和53年労10号、昭和54・9・29)。

・日用品購入のために合理的な経路を逸脱した際にこうむった事故(昭和54年労60号、昭和55・8・30)。被災者の、出勤路と退勤路と距離にして500メートル、時間にして僅か6分しかないことを理由として合理的な経路に入る旨の主張につき、合理的かどうかは通勤目的の合理性に照らして判断すべきであり、被災者は日用品購入のため通勤目的のための合理性から逸脱する経路をとったものであり、その所要時間、距離は必ずしも問題ではないとして、通勤災害には当たらないとされた事例。

・通常の通勤経路によらずに同僚の自家用車を借用して、同僚を送った後の帰宅途上の事故は、最短の経路と比較して23キロも遠回りの経路であり、合理的な経路ではなく通勤災害とは認められない(昭和60年労9号、昭和60・9・25)。

・得意先の忘年会に参加後バイクにより帰宅途中の営業社員の事故(昭和59年労8号、昭和60・12・27)。6時51分に退社後、「三休」で飲食し、その後、スナックで午後11時まで飲酒遊興していたのは社会通念上業務ということはできないのであり、その後の災害はもはや通勤災害とは認められない。

・札幌市農業センターに勤務している女性が、帰宅途上で自宅とは反対方向にある商店で買物をするために帰宅途上、通勤経路を自宅とは逆方向に進んだ際の交通事故につき、逸脱・中断中の事故であるとして通勤災害とは認められないとされた(昭和59年労441号、昭和61・1・29)。このケースにつき裁判例では、通勤経路を離れて20メートルほど商店の方へ向ったところで交通事故にあったケースで、これをささいない逸脱・中断とはできない、通勤経路の「逸脱中」の事故であるとして通勤災害を否定している(札幌地判昭63・2・12労判515号49頁、同事件・札幌高判平元・5・18労判541号27頁)。

・会社で解雇を申し渡され、その後事業場で約2時間飲酒・入浴し、帰宅途上交通事故

にあったのは、業務とは全く関係のない恣意的行為で通勤を逸脱・中断したもので、事故は通勤災害とは認められない（昭和60年労158号、昭和62・9・9）。

・新入社員歓迎親睦会に参加した後、駅のプラットフォームから転落して電車に跳ねられて死亡した事故（昭和61年労92号、昭和63・7・28）。1時間30分の親睦会への参加は業務と無関係であり、通勤とは関係のない目的で合理的な経路を逸脱したものとして事故は通勤災害とは認められない。

・帰宅途中に病院に立ち寄り車にはねられた事故は、逸脱中の事故として通勤災害とは認められない（昭和61年労136号、昭和63・7・28）。

・自動二輪車を運転して通勤途中で、会社の前をうっかりと通り過ぎ引き返して来る際に発生したと主張する機械工の事故について、毎日通勤している場所でうっかりと通り過ぎることは一般的に考えにくいとして、合理的経路を外れた際の事故として通勤災害とは認められない（昭和61年労248号、平成元・3・22）。

・退勤の際に高血圧の治療のために病院に赴く途中の事故について、通院のための迂回経路を合理的な経路と認める余地はないとして、通勤災害は否定された（昭和61年労250号、平成元・2・28）。

・日用品の購入のために通勤の経路を逸脱し、経路に復する前の災害は、逸脱中の事故として通勤災害とは認められない（昭和62年労48号、平成元・9・7）。

・本来経過地点であるバス停留所から25メートル離れた地点で道路横断中に車に跳ねられて死亡した事故につき、帰宅の目的からすると遠回りになるだけではなく、全くその必要がない行為であり、道路の横断した時点で合理的な経路を逸脱しているとされた事例（昭和62年労242号、平成2・3・22）。

・就労場所からの帰宅途上、通勤経路から1キロそれた場所で食品を購入し、通常の通勤経路に復する前の災害は、逸脱中の事故として通勤災害とは認められない（昭和63年労237号、平成3・5・31）。

・仲間を乗せて車を走らせている際に持病の「てんかん発作」により意識を失い合理的な経路を逸脱してコンクリート製の電柱に激突したことによる事故について、交差点を右折せず、直進したことは合理的経路を逸脱したことになるとともに、本件「てんかん発作」による事故は通勤に通常伴う危険が具体化したものとみることはできない（平成2年労34号、平成4・11・12）。

・軽トラックで帰宅途中に、水田の管理のために合理的な経路を逸脱した後、JRの電車と衝突した大工の事故は、合理的経路を逸脱した際の事故であり通勤災害とは認められない（平成4年労62号、平成6・10・27）。

・職業訓練学校生が、訓練終了後に学校から直接に勤務先に向う途中の事故は、「住居と就業の場所との間の往復」に該当せず、合理的経路を逸脱した際の事故であり通勤災害とは認められない（平成6年労1号、平成8・3・19）。

・帰宅途中に銀行に立ち寄り現金を引き出した後、通常の経路に復する前に歩道と車道

の段差で足を挫いた事故は、合理的経路を逸脱中の事故であり通勤災害とは認められない（平成5年労48号、平成9・2・6）。

・通常の通勤経路と反対方向にある給油所でガソリンを入れる行為について、ガソリンを補給するならあえて通勤経路を逆に9・4キロも行く必要はなかったとして合理的経路を逸脱中の事故であり通勤災害とは認められない（平成7年労237号、平成9・9・24）。

・通勤途中に1時間程度の空白があり、その際、被災者は飲酒したと推定される（病院に搬送されたとき酒の匂いがしていたこと等による）として、通勤経路の中斷が認められ、通勤災害が否定された事例（平成9年労374号、平成12・6・7）。なお、本件は、その後、裁判所においても通勤災害の成立を否定されている（東京地判平成14・8・21労経速報1814号22頁）。

・原付自転車で帰宅する際に、自宅前を通り過ぎて食事を買いに行きその際に負傷した事故は、逸脱中の事故であり通勤災害とは認められない（平成8年労343号、平成10・9・30）。

・出勤途中に弁当を買うために会社と反対方向にある店（コンビニ）に立ち寄った際の事故は、「日常生活上の…」に該当するとしても逸脱中の事故であり通勤災害とは認められない（平成10年労334号、平成12・5・30）。

2) 経路の逸脱・中斷後

・作業長会議後の懇談会で飲酒し、酔いを醒ますために軽食堂、喫茶店に立ち寄り（約1時間半）、その後の帰宅途中の事故は、逸脱・中斷後の事故であり、軽食堂、喫茶店に立ち寄ることは「日常生活上必要な行為で……最小限度のもの」に該当せず、通勤災害は成立しない（昭和49年労99号、昭和51・10・30）。

・所定労働時間終了後に会社施設外の施設（公民館）を利用した労働組合の執行委員会からの帰宅途上の事故は、逸脱・中斷後の事故であり、但し書きにも該当せず、通勤災害は成立しない（昭和50年労11号、昭和52・7・30）。

・業務命令により出張し、その終了後に長時間の私的行為を行い（3時間10分）、すでに通常の経路に復した後であっても、逸脱・中斷後もはや就業関連性はなく、通勤災害は成立しない（昭和50年労99号、昭和52・8・10）。

・業務終了後に会社の社員クラブ（就業場所から5キロほど離れている）で行われた課内の親睦会に2時間ほど出席した後、通常の経路上での事故につき、親睦会は「日常生活上必要な行為で……最小限度のもの」に該当せず、逸脱後の事故であるとして、通勤災害が否定された事例（昭和52年労3号、昭和53・1・31）。

・資材納入業者との会食後、通勤経路に復した後の事故について、寿司屋等での会食は「日常生活上必要な行為で……最小限度のもの」に該当せず、逸脱後の事故であるとして、通勤災害が否定された（昭和54年労153号、昭和55・5・31）。

・会議後場所を変えて料理屋で慰労会を行った後の帰宅途上の事故は、逸脱後の事故であるとして、通勤災害が否定された（昭和55年労138号、昭和57・4・21）。

・職場外の、船場センタービルの地下の小料理屋で行われた上司主催の懇談会に出席後、帰宅途中（経路上）での事故につき、通勤途上における逸脱後の事故であるとして、通勤災害が否定された（昭和56年労44号、昭和57・7・2）。

・女子短期大学で助教授として勤務していた被災者が、顔見知りの高校教諭が会食しているのに合流して飲食したとの事故について、業務と解することのできない1時間以上にわたる会食懇談は、それ以後の帰宅行為と就業との関連性を喪失させるとして、通勤災害が否定された（昭和55年労226号、昭和57・8・24）。

・業務として行ったみその旅館は就業の場所であるとみることができるが、その後、取引先と飲食し、ゲームセンターに立ち寄ったのは、逸脱・中断に当たり、その後の事故はもはや通勤災害とは認められない（昭和55年労122号、昭和57・11・12）。

・事業所内での飲酒の後、帰宅途上での通勤経路での交通事故について、大学内での1時間15分の飲酒によっては就業との関連性はなくならないが、帰宅途上で1時間の不明時間がおり、これは合理性を欠く逸脱・中断にあたり、その後はもはや通勤とは認められない（昭和60年労124号、昭和63・5・16）。

・業務終了後、書籍等の購入を終えて帰宅する途中の大学職員の転倒事故について、上記行為は店舗間の移動時間を除いて2時間30分を要しており、「日常生活上必要な行為で……最小限度のもの」に該当せず、したがって逸脱後の事故であるとして、通勤災害が否定された事例（昭和61年労45号、平成元・1・13）。

・休日出勤の際の退社に当たって、3時間余の中断の後、通常の通経路に復した後の事故について、退勤後の行動が全く不明であるが、中断の後はもはや通勤とは認められないとされた事例（昭和63年労8号、平成2・7・2）。

・会社業務終了後、実母宅、実姉宅に立ち寄り、通勤の通常の所要時間が10分程度のとおり、通勤以外に2時間30分を要しており、これは、逸脱後の事故であるとして、通勤災害の成立は認められない（昭和62年労259号、平成2・2・13）。

・業務終了後、帰宅途中にラーメン屋にて飲食し、再び帰宅する途中での事故は、ラーメンを食べた後、1時間にわたって同僚と歓談していたというものであり、「日常生活上必要な行為で……最小限度のもの」に該当せず、その後はもはや通勤とはいえない（昭和62年労267号、平成2・3・1）。

・退社後、上司、同僚と中華料理店で飲食・歓談し、50分間通勤を中断したものについて、「日常生活上必要な行為で……最小限度のもの」に該当せず、その後はもはや通勤とはいえない（昭和63年労222号、平成3・5・31）。

・JR東日本助役の自主的勉強会に参加後、自転車で帰宅途中の転倒による事故死につき、事業場外の飲食店で、かつ管理者会への参加は業務ではないから、結局、これは、逸脱後の事故であるとして、通勤災害の成立が否定された事例（平成3年労208号、平成

7・1・31)。なお、このケースは、裁判所では、管理者会への参加およびその後の懇親会は仕事と関わる内容の会合であったとして業務性が肯定され、そこが就業の場所とされ、そこからの帰途については通勤と認められたが、仮に懇親会の参加自体が業務に該当しないとしても、懇親会の時間は五五分に過ぎないこと、懇親会移行後も主として日常の業務に関することが話し合われたこと、提供された飲食物が簡単な料理と少量のアルコールであったこと等から、その後の飲食によってもなお就業関連性は失われないとして通勤災害の成立を認めている(仙台地判平成9・2・25労判714号35頁)。

・終業後、同僚と飲食店に立ち寄ったが閉店のため退勤経路に復した後交通事故で死亡したケース(平成7年労228号、平成9・10・9)。会社を出たのが午前0時30分頃であり、事故が午前2時25分頃で通常の経路で乗用車を運転中であったことからして、1時間以上の逸脱・中断があり、これを「日常生活上必要な行為で……最小限度のもの」とみることはできない。

・営業用地の取得に関する会社での会議の後、会社近くのバーに席を移して行われた2時間以上にわたる会合は、もはや業務ではなく慰労の意味を持つ懇談であり、これを「日常生活上必要な行為で……最小限度のもの」とみることはできず、会食後通勤経路に復したとしてももはやその途上の災害を通勤災害と認めることはできない(平成7年労301号、平成10・2・12)。

・勤務先から災害発生場所まで徒歩で7—8分、バスを利用してバス待ちを考慮しても10分程度であるのに、負傷当日そこまでに2時間を要しているのは不自然であり、時間的に1時間半ないし1時間50分の不明な時間があるとして、逸脱・中断後の帰宅中の災害であるとして通勤災害の成立が否定された事例(平成10年労222号、平成12・5・18)。

なお、次のケースでは通勤災害の成立が認められている。

・帰宅途上で理髪店に立ち寄って1時間程度の時間をかけて散髪をした後、帰途についた際に、路上が凍結していて滑って転倒した事故(昭和53年労248号、昭和55・8・30)。理髪店に立ち寄る行為は、「日用品の購入……」に該当するものであり、本件は通常の経路に復した後の事故であるとして、通勤災害の成立が認められている。

・退勤途中に、2度の食事をとり、通常の経路に復した後の災害について、上記の色は、「日常生活上必要な行為で……最小限度のもの」を超えないとして、通勤災害と認められる(昭和58年労170号、昭和60・6・17)。

・自転車で帰宅途中に飲食店で40分ないし60分食事を取り、経路に復した後の災害(昭和57年労316号、昭和59・6・20)。本件では、「日常生活上必要な行為で……最小限度のもの」を超えないとして、経路に復した後の通勤災害の保護が認められる。

2 「通勤による」災害の意義と具体的な事例

労災保険法の規定によれば、通勤の途上で発生した災害が労災保険法でいう「通勤災害」として認められるためには、すでに述べたような、法で定める「通勤」の定義に該当する事実が存在したうえで、その際に生じた災害が「通勤による」ものと認められることが必要である。ここで「通勤による」とは、労働災害の場合と同様、生じた災害（傷病、死亡等）と通勤との間に相当因果関係があること、換言すれば、経験法則からいって労働者が通勤をしていなければ当該災害をこうむらなかつたであろうと考えられるだけの関連性が両者の間にあることをいう。この点行政解釈は、「通勤による」災害を通勤に通常と伴う危険が具体的したものであると認められるものと述べている（昭和48・11・22基発644号、平成3・2・1基発75号）。

具体例として行政解釈あげるものは、通勤の途中で車にひかれた場合、駅の階段から転落した場合、歩行中にビルの建設現場から落下してきた物によって負傷したような場合が典型的な通勤災害のケースなどであるが、労働者が帰宅途上夜道で強盗に襲われたり痴漢に出くわしたりして負傷したような場合も、通勤災害とされている（昭和49・3・4基収69号、昭和49・6・19基収1276号）。また、乗用車で通勤途上の労働者が全く見ず知らずの他人から一方的に暴行をうけた事故（昭和52・7・20基収538号）、退勤途上の若い女性が電車内で第三者の全く一方的な加害行為によってこうむった災害（昭和53・6・21基収341号）、労働者が帰宅途上野犬にかまれた事故（昭和53・5・30基収1172号）などについて、通勤災害であるとの認定がなされている。これに対して、通勤途上の労働者が「通り魔」に襲われて次々と負傷したようなケースについては、通勤に通常伴う危険が具体化したものというよりも、機会原因的なもので通勤の途上で偶発的に生じたものにすぎないという点から、通勤災害とは認められないとしている（昭和50・6・4基収753号）。

以下ではこの点に関する裁決例を取り上げるが、問題となるケースとして通勤途上での第三者による暴力に関するもの、心筋梗塞、脳出血等の発症に関するものが目立つ。

まず、裁決例で通勤災害として認定されたものを見てみよう。

1) 通勤災害として認定されたもの

・帰宅途中、自転車を押しながら歩いていて側溝に転落したとするテーブル職工の溺死について、当日、照明もなく降雨ともやのため見通しに悪い道路で、自転車を押しながら歩いていたのは交通事故を避けるためであり、会社内で災害防止委員会に出席し会社提供の清酒を飲んでいたが泥酔とは認められないとして、通勤に伴う危険が具体化したものとして通勤災害が成立するとされている（昭和50年労258号、昭和52・5・31）。・自転車で帰宅途上転倒し、顔面等を強打したことで発症したとする店員の脳出血死について、高血圧症、動脈硬化症の基礎疾患に転倒したことによる衝撃が共働することにより発症したものとして通勤災害が認められる（昭和53年労211号、昭和53・12・

27)。しかし、こうした判断がなされるケースは極めて少ない。

・タクシー運転手として勤務していた者が、会社近くに駐車してあった通勤用自家用車のわきで死体となって発見され、脳溢血死と診断されたが、本件では前日から降り続いた「ドカ雪」という異常気象のために倒れたままで雪中に埋没してしまって他者による発見・救助の機会が全く奪われてしまうことになったが、こうした発見・救助の機会の喪失も通勤危険の具体化として評価できるとする（昭和56年労242号、昭和57・12・23）。

・通勤途中にビルの屋上から落下してきた人の巻き添えにより負傷したケースで、退勤経路の立地条件、経路上の2階以上の建築物の状況、退勤時間の道路の混雑状況、男の落下原因および建築基準法等関係法令の趣旨を総合勘案して通勤に内在する危険の具体化したものとして通勤災害と認められた（昭和55年労119号、昭和56・10・9）。

・出勤途中に第三者の暴力行為により生じた負傷（昭和60年労199号、昭和62・3・11）。加害者によって靴を踏まれたXが、舌打ちをして後を振り返ったところ、仕事のことでカッカしていた加害者が腹を立てて、突然殴りかかってきたもの（一方的に暴力を加えたもの）であり、Xの挑発行為によって誘発せしめられたという事情はない。

・退勤時に、自家用自動車の修理中にこうむった生コン製造会社資材係員の負傷（昭和52年労146号、昭和52・10・20）。事業場内であったが、退勤行為とみることができるとした上で、本件の修理行為は、Vベルトを掛けて車の下部に入って点検中にVベルトが切断して車と土地との間にはざまれて生じたものであり、修理方法にやや門田があったとしても、災害と通勤の因果関係を否定するほどのものではないとされた。

2) 通勤災害の成立が否定されたもの

第三者の暴力行為に関連するものとしては、次の事例がある。

・被災者の組合活動を理由に通勤途上で加害者らによって拉致、監禁された上に殺害されたケース（昭和56年労190号、昭和56・6・26）。請求人は加害者らの行為は私怨などの個人的な対立関係ではなく、労働の公的な対抗関係によるものであるから通勤と合理的関係があるとするが、結局は、加害者らの一存で行った計画的な犯罪の対象になったものであり、たまたま通勤時に狙われたものであるが、本来通勤とは関係のないことがらであった。

・自動車で出勤しようとした際、クラクションを鳴らしたことで殴られて負傷したケース（平成4年労58号、平成7・5・25）。加害者は、妻が車の近くで倒れていたのを30メートル離れた所から見て、車に轢かれたものと勘違いして被災者Xの車に乗り込もうとしてXに暴行を加えたものであるが、Xの反撃により両者とも興奮し互いに攻撃して重傷を負ったとすればけんかとみるべきもので、通勤災害ではないとされた。

・通勤途上で恋愛妄想を主体とする精神障害者から暴行を受けたケース（平成5年労179号、平成8・6・27）。加害者は被災者Xに交際を申し入れたが冷淡に拒否され衝撃

を受け（両者は小・中学校を通じて同級生ないし同窓生であった）、その私的な接觸関係を基盤として行われたものであるが、私的な生活関係に内在する危険が具体化したもので、通勤に内在する危険が具体化したものではない。

・電車内で第三者といさかいを起こし、駅近くの公園で負傷（頸髄損傷等）した状態で発見されたケース（平成7年労49号、平成9・7・25）。女学生が加害者が出る勢いでホームに突き飛ばされた（ように見えた）事件を発端にして、被災者と加害者との間で喧嘩になり、被災者自身が「降りて来い」等と呼び、駅近くの公園でけんかにまでいたたるもので、これを通勤の危険ということはできない。また、被災者の意思で加害者とともに公園へ走っているが、これは通勤の中止・逸脱に当たるものである。

・出勤途中でかねてから交際を迫られて断り続けていた同級生により暴行を受けたケース（平成8年労94号、平成10・3・30）。暴行は、基本的に請求人と加害者との私的な接觸関係を基盤として行われたもので、通勤に一般的に内在する危険によるものとはいえない。

・上司と飲食後、帰宅途中のXが電車内で第三者から暴行を受けたケース（平成8年労333号、平成10・4・28）。ギターを抱えた外国人が乗車ってきてXの座った座席に近付いてきたので、3回にわたりうるさいと注意をしたところ、突然、シャラップと言つて殴られたというもの。上司との飲食が2時間に及び、もはやその後の退勤行為に就業関連性はない。

・オウム真理教の信者により通勤途上で殺害された労働者Aの遺族が、本件の殺害行為は労災保険法でいう通勤災害に当たるとして審査請求をしていたケース（平成9年労388号、平成12・5・30）。被災者は警察のスパイと誤信されて襲われたものであり、被災者に全く非はないが、これを通勤に内在する危険の現実化したものと認めることはできない。労働者が職業生活以外の曲面で直面した社会的危険一般を通勤災害として保護の対象とすることは妥当ではない。裁判においても、本件の場合、通勤途上での殺害行為に当たって通勤はその犯罪に単なる機会を提供したにすぎないものであり、通勤に内在する危険が現実化したものとはいえないとして、通勤災害の成立が否定されている（大阪地判平11・10・4労判771号16頁、大阪高判平12・6・28労判798号7頁、最2小決平12・12・22労判798号5頁）。

その外、次のようなケースで通勤災害の成立が否定されている。

・退勤途中、駅のホーム上から停車中の地下鉄の連結部分下に墜落して負傷した事例（昭和52年労77号、昭和53・3・31）。被災者は、泥酔・酩酊状態に遭ったものとは言えないが、他方、駅のホームは混雑しておらず、つきとばされたとか、何かに滑ったともいえず、通勤に通常伴う危険が具体化して受傷しとはいえない。

・通勤の通常の経路で、出勤途上、野犬に咬まれたケース（昭和51年労57号、昭和52・8・10）。走行中の自動車の警笛に驚いた犬が突然、Xに襲いかかり右手に噛み付